

## 令和3年度水質測定計画基本方針（案）の概要

## 1. 目的

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画を策定する。

（根拠法令：水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第15条、第16条）

## 2. 測定地点の選定

公共用水域

## (1) 環境基準点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、環境基準の維持達成状況を把握するための地点（原則1水域あたり1地点で、県内の合計65地点を選定）。

## (2) 補足地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、環境基準点を補完する地点として選定（水域の大きさ、支川の合流点等を考慮し、汚濁状況の把握が望ましい地点を選定）

## (3) 一般地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされていない水域において、汚濁の進んだ都市内河川、今後水質の変化があると予想される地点、ダム湖等を水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

## (4) 水系別測定地点数

	大和川水系	紀の川水系	淀川水系	新宮川水系	合計	備考
調査地点数	51	18	38	14	121	合計121地点
環境基準点	21(0)	5(1)	28(2)	11(4)	65	測定区分（基準Ⅰ・Ⅱ）
補足地点	20(0)	3(1)	7(1)	0(0)	30	測定区分（補足）
一般地点	10(0)	10(0)	3(0)	3(1)	26	測定区分（一般）

※ ( ) は湖沼の環境基準点数

## (5) 調査機関

原則、管理主体が行う。（国土交通省、水資源機構、奈良県、奈良市）

地下水

## (1) 概況調査

新たな地下水汚染の発見を目的として、県内をメッシュ区分し、その中に原則1メッシュ1地点を選定（全238メッシュ）。5年間のローリング調査で約200地点（内奈良市33地点）の水質調査を実施。

<参考>

- ・大和平野及び五條市の市街地：1辺2kmメッシュ
- ・上記以外の地域：1辺10kmメッシュ

## (2) 継続監視調査

過去3年の調査で基準超過した以下の地点について超過項目を測定する。

測定項目	市町村
鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	香芝市1
ひ素	河合町1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	橿原市1、桜井市1、五條市1
ほう素	御所市1

### 3. 調査項目及び測定回数

#### 公共用水域

(1) 生活環境項目（BOD等11項目）

大和川基準、紀の川基準Ⅰ、の基準点：年12回測定。

淀川基準Ⅱ、紀の川基準Ⅱ、新宮川基準の基準点及びその他の地点：年4回測定。

また、水生生物保全に係る項目については、類型指定区域の地点について年4～12回、その他の地点で年1～12回測定。

(2) 健康項目（カドミウム等27項目）

・原則的に、全環境基準点について年1回測定。

(3) 特殊項目（銅、クロム等6項目）

排水基準の定められた項目について測定

・環境基準点のうち主要な地点（主に支川流末）で年1～12回測定。

(4) その他の項目（陰イオン界面活性剤等8項目）

・年4～12回測定。

(5) ダム湖調査項目（オルトリン酸態リン、クロロフィルa）

・年4回測定。

(6) 要監視項目（トルエン等29項目）

・環境基準点で原則年1～2回測定。

#### 地下水

(1) 概況調査

健康項目と要監視項目について年1回測定。

(2) 継続監視調査

超過した項目及び必要に応じて関連項目について年1回測定。

#### 公共用水域（底質）

- ・大和川水系の主要な22地点（主に支川流末）で年1回測定
- ・淀川水系の鷺千代橋及び白砂川流末で年1回測定
- ・布目ダム湖及び室生ダム（県水取水口）で年1回測定
- ・芳野川で年4回測定